

認定・指定 NPO 法人への



ステップ

アップ

Q1 認定・指定NPO法人制度とは？

◇ NPO法人への寄附を促すことにより法人の財政基盤を強化し活動を支援するため、一定の要件を満たしたNPO法人を、県が認定、又は条例により指定する制度です。

メリット

- 税制優遇措置により、寄附金を集めやすくなります。
- 社会的信用が増し他団体との連携や助成金を獲得しやすくなります。
- 認定・指定の準備を通じて法人の経理や組織運営を見直す契機となります。
- 役員やスタッフの法人運営に対する意識が高まります。

Q2 認定・指定NPO法人へのルートは？



お問い合わせ先

埼玉県 県民生活部 共助社会づくり課 NPO認証担当

TEL 048-830-2823(直通) メール a2835-01@pref.saitama.lg.jp

Q3 認定・指定NPO法人制度の要件は？

	認定NPO法人	指定NPO法人
地域要件	①県内に主たる事務所があること	①県内に主たる事務所があること ②県内でNPO活動の実績があること
公益要件	次のいずれかを満たすこと ①収入金額に占める寄附金の割合が 20%以上 であること ②年3千円以上の寄附者の数が平均 100人以上 であること ③県の条例による指定を受けていること	次のいずれかを満たすこと ①収入金額に占める寄附金の割合が 10%以上 で、かつ、自治体や国等の補助事業や委託事業を年2件以上実施 ②年3千円以上の寄附者の数が平均 50人以上 で、かつ、寄附者数とボランティア実人数の合計が年 100人以上 ※上記②のボランティアは、無償(交通費等の実費の支給を受ける場合を含む。)で参加をし、平均4時間以上の役務を提供した個人又は法人。
組織運営要件	①共益的な活動の割合が50%未満 ②運営組織及び経理が適切 ③事業活動の内容が適正 ④情報公開を適切に実施	⑤事業報告書等を毎年期限内に提出 ⑥法令違反、不正の行為等がない ⑦法人設立から1年を超える期間が経過 ⑧法人及び役員が欠格事由に該当しない

※ 特例認定NPO法人： 設立後5年以内で、公益要件を除く要件を全て満たし特例認定を受けた法人
(特例認定の有効期間は3年で、更新はありません。)

Q4 税制優遇措置の内容は？

	認定NPO法人	特例認定	指 定
個人→NPOへ 寄附した場合	最大50%の寄附金控除が受けられます(所得税 40%、県民税 4%、市町村民税 6%)※1 (寄附金額－2000円)×最大50%＝減税 (例) 1万円寄附→4千円控除		最大10%の寄附金控除(県民税 4% 市町村民税 6%) ※1
法人→NPOへ 寄附した場合	損金算入限度額の枠が拡大されます(一般＋特別損金算入限度額) 経費にできる寄附金の限度額が大きくなります		適用なし
相続人→NPOへ 寄附した場合	寄附をした相続財産は相続税の課税対象外となります	適用なし	適用なし
NPO自身の 税制優遇措置	法人税法上の収益事業を行った場合、「法人税の軽減措置」(みなし寄附金制度 ※2)を利用できます	適用なし	適用なし

※1 さいたま市にお住まいの方の住民税寄附金控除は、県民税 2%、市民税 8% (平成 29 年 1 月 1 日から)

※2 みなし寄附金制度： 収益事業から得た利益を、特定非営利活動に係る事業の非収益事業に使用した場合にこの分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金に算入できる制度(控除上限額は所得の50%か200万のいずれか高い方)

Q5 申請から認定・指定までの期間は？

◇ 申請書類の提出から、認定・指定までは概ね6か月の期間が必要です。

申請書類は下記のHPからダウンロードできます。

埼玉県NPO情報ステーション「NPOコバトンびん」 <https://www.saitamaken-npo.net/>

※さいたま市のみに事務所があるNPO法人が認定を取得する場合の相談・申請窓口はさいたま市です。